

## 管理状況の報告について

### 1 条例の規定

#### 【公文書等の管理に関する条例】

(管理状況の報告等)

第 10 条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、知事が規則で定めるところにより、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

### 2 規則の規定 (案)

#### 【条例施行規則】

(報告すべき公文書の管理の状況)

第〇条 条例第 10 条第 1 項の規定による報告は、次の各号に掲げる公文書の管理の状況について行うものとする。

- (1) 公文書ファイル等の作成等の状況
- (2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
- (3) 研修の実施状況
- (4) 点検及び監査の実施状況
- (5) 公文書ファイル等の被災及び紛失等の状況

■ 他県の状況

	高知県	熊本県
条 例	<p>(管理状況の報告等)</p> <p>第13条 実施機関は、知事が規則で定めるところにより、公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告するものとする。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p>	<p>(管理状況の報告等)</p> <p>第9条 実施機関は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p>
条例施行規則	<p>(管理状況の報告の内容)</p> <p>第8条 実施機関は、条例第13条第1項の規定により、次に掲げる公文書の管理の状況を知事に報告するものとする。</p> <p>(1) 公文書ファイル等の作成等の状況</p> <p>(2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の移管及び廃棄の状況</p> <p>(3) 研修の実施状況</p> <p>(4) 点検等の実施状況</p> <p>(5) 公文書ファイル等の被災及び紛失等の状況</p>	<p>(管理状況の報告の内容)</p> <p>第7条 条例第9条第1項の規定により報告しなければならない行政文書の管理の状況は、行政文書に関する次に掲げる状況とする。</p> <p>(1) 行政文書ファイル管理簿の記載状況</p> <p>(2) 点検の実施状況</p> <p>(3) 監査の実施状況</p> <p>(4) 研修の実施状況</p> <p>(5) 紛失し、又は誤って廃棄した状況及びその対策に係る措置の実施状況</p> <p>(6) 罹災状況</p> <p>(7) 保存期間の延長状況</p> <p>(8) 管理の改善に係る取組状況</p>